

お客様各位



重機のトータルサポート
株式会社 ヒサヤス

総合補償制度のご案内

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨今では相次ぐ建設機械・車両等の盗難事件や、工事現場における建設機械（運行中の車両）の破損事故・人身事故等が多数発生しております。当社では「総合補償制度」を設け、当社レンタル機のご利用期間中に発生する様々な事故に対して、幅広くサポートしております。

この補償制度にご加入いただけますと、お客様に僅かな補償料をご負担いただく事で、当社よりお客様へ、万一レンタル期間中に不慮の事故や事故による破損で生じる費用など、通常お客様にご負担いただく金額が所定の1事故免責金（自己負担金）に大幅に軽減されます。この機会に「補償制度」を是非ご活用下さい。

◎ 補償制度について

当社のすべてのレンタル機械及び車両に対する補償料（車両補償、動産補償）はレンタル料とは別途に請求させていただきます。但し、一部対象外商品及び対象外作業・工事・現場は除きます。

保証制度は大きく下記の3種類に分けられます。

車両補償・・・ レンタル車両（ナンバー付車両及び建設機械）使用中における車両損害事故及び賠償責任事故を補償します。（車両損害補償は有料）

動産補償・・・ レンタル機械（ナンバー無商品）使用中に発生した不慮の事故による損害を補償します。

賠償責任補償・・・ レンタル機械（ナンバー無商品）使用中に第三者へ損害を与え、法律的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポートします（動産補償の付帯サービス）

【補償料】

車両補償料と動産補償料がございます。

【補償期間】

当社出庫日から当社入庫日までの全日数分を請求させていただきます。

【被補償者】

補償制度に加入していただいたお客様、及び弊社又はお客様が使用を許可した下請け業者様等。

【休業補償】

レンタル機械及び車両の全損・修理期間中の休業損害については別途請求とさせていただきます。

【補償対象外】

商品・・・ ハウス・トイレ、敷鉄板等

作業、工事・・・ 船上作業、海上工事、トンネル工事、地下工事、その他危険度の高い工事

【お客様負担額】 補償対象事故の際、1事故ごとにお客様に負担していただく金額となります。（1事故とは1回の動作で生じた事故の事です）

また、解体工事による事故につきましては、お客様負担額を2倍と致します。又、一定期間内（1年6ヵ月）に

事故を重ねた場合はお客様負担額も2倍と致します。

車両補償のご案内

レンタル車両（ナンバー付車両及び建設機械）使用中における車両損害事故及び賠償責任事故を補償致します。

◎補償金額

対象機種	補償内容	
レンタル車両 (ダンプカー、クレーン付トラック等) ナンバー付建設機械 (タイヤショベル、ローラー等)	対人賠償責任	無制限
	対物賠償責任	1事故につき2,000万円
	車両損害(有料)	盗難・全損時は時価額
		部分損害はその実損額
	搭乗者傷害	500万円
	自損事故傷害	1名につき500万円

【対人賠償責任】

自動車事故により、車に乗車中の人など他人を死傷させてしまったときに、自賠責保険を超える部分について保険金が支払われます。

【対物賠償責任】

自動車事故により、相手の車など他人の財物に損害を与えたことにより法律上の賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。

【搭乗者傷害】

ご利用の車両に乗車中の人（運転者を含みます。）が自動車事故により死傷されたとき保険金が支払われます。

【自損事故】

運転者ご自身が単独事故によって死傷し、どこからも賠償が受けられない場合に保険金が支払われます。

【賠償責任・傷害事故等の適用外事故】

当社引受保険会社の保険約款・規定に準ずるものとします。

【車両損害対象】

1. レンタル車両を通常の運転中に発生した事故による損害
2. レンタル車両を保管中及び使用中における火災・火災・盗難による損害
3. レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害

車両損害補償は有料となります。

【車両補償制度対象外事故】

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用に発生した損害
3. 不適当な使用・管理による損害・盗難
4. タイヤ等消耗品、管球類（ライト等）荷台及びあおりの損害
5. 欠陥・摩耗・腐食・錆び・かび・虫食い その他自然の消耗による損害
6. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
7. 凍結による損害（ラジエータ等）
8. 所轄警察への届出のない事故や盗難の損害
9. 部品の部分盗難

10. トランスミッション（変速機）単体の損害
11. 記載以外は総合補償制度共通対象外規定をご参照ください。

動産補償のご案内

レンタル機械使用中により発生した不慮の事故による機体損害を補償いたします。

【対象機種】

自走式建設機械・軽機械・小物類等（登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く）

【補償金額】

対象となる機械の時価額（破損・故障時）を上限に補償いたします。

【お客様負担金】

1事故ごとにお客様にご負担いただく金額となります。（1事故とは1回の動作で生じた事故の事です）

【動産補償対象】

1. レンタル機械の通常作業に発生した事故（※1）による損害
2. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による事故
（地震を原因とする火災を除く）
3. レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における盗難（※2）による損害
4. レンタル機械の輸送中による損害

※1 通常作業中に発生した事故とは 定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。

補償対象外事故に関しては別紙参照ください

※2 盗難とは警察に届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

【動産補償制度対象外事故】

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用に発生した損害
3. 不適当な使用・管理による損害・盗難
4. バケット、ツール等消耗品や管球類（ライト等）の損害
5. 凍結による損害（ラジエーター等）
6. 電氣的・機械的による損害（お客様の不注意によるエンジンや着付け等）
7. 欠陥・摩耗・腐食・錆び・かび・虫食い その他自然の消耗による損害
8. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
9. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンや着付け損害
10. 所轄警察へ盗難届けがない場合。（盗難事故時）
11. 置き忘れ、紛失による損害
12. 部品の部分盗難。
13. ガラス・タイヤ・ゴムクローラー・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。
14. すべてのシリンダー類の単独破損
15. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦杭内作業、その他危険の高い現場事故
16. 補償対象外商品の事故（ハウス・トイレ・敷鉄板等）

17. 記載以外は総合補償制度共通対象外規定をご参照ください

賠償責任補償のご案内

レンタル機械使用中における第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金を補償いたします。

【対象機種】

自走式建設機械（登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く）

【補償金額】

対人・・・1事故3億円（1名1億円）

対物・・・1事故2千万円

【お客様負担額】

1事故ごとにお客様にご負担いただく金額となります。（1事故とは1回の動作で生じた事故の事です）

【補償対象事故】

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲内）を補償いたします。

[注意①] お客様において同様の保険に加入されている場合、補償できません。

[注意②] 人身事故の場合、等再保険を適用しない場合、補償できません。

また、労災保険を適用する場合でも、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

[注意③] 示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。

弊社へ届け出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。

【賠償責任補償制度対象外事故】

1. 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子ども・同居の親族・会社同僚の場合
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害（※1）
4. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。（他社の自動車を破損した等）
5. 加入者の請け負っている工事対象物そのものの損害。（建築中の建物を破壊した等）
6. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
7. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、
 - イ) 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物（収容物等含む）、植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任。
 - ロ) 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償
8. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
9. 重大な法令違反によって生じた損害。

10. 記載以外は総合補償制度共通対象外規定をご参照ください

（※1）他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません

総合補償制度共通対象外規定

1. 弊社「総合補償制度」に加入されていない場合。
2. 故意、重大な過失または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
3. 不誠実行為（詐欺・横領）により発生した事故。
4. 差押え・微発・没収・破損等、国または公共団体などの公権力の行為によって生じた損害。
5. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺、犯罪行為。
6. 地震・噴火・津波によって生じた損害。
7. 台風・土砂崩れ・洪水または高潮等によって生じた損害。
8. 回避義務を怠ったことによる風水災事故。
9. 塵埃・騒音・核汚染等によって生じた損害。
10. 有害物質（アスベスト等）飛散による損害。
11. 被補償者が自身の財物を破損させた場合。
12. 被補償者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定あるいは取り決めがある場合、その約定あるいは取り決めにより加重された損害責任
13. 弊社に無断で転貸しし、発生した損害
14. 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損害が確認できない場合。
15. 燃料物質等により生じた損害や傷害。
16. 事故に関する間接損害。（※2）
17. 通常地面に接する部分の損害（タイヤ、クローラー等）
18. 置き忘れ・紛失等による損害。
19. レンタル機器及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行ったことによる事故の損害
20. 弊社の「建設機械等レンタル基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故
21. 車両・機械を運転するために必要な免許・資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
22. 機械の部分的盗難。
23. レンタル機の維持管理（オイルや水の補充など）を怠り機械を壊した場合。
24. 所轄警察署への事故届がなかった場合
25. 事故及び故障が判明して直ぐに（数日のうちに）当社への報告がなされなかった場合。

※2 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替、引上げ費用、代替レンタル機器及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。

万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐために車両を安全な場所へ移動させてください。

又、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください。

(3) 警察へ事故の届出を

① 事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。

道路上の交通事故は道交法 72 条により警察の届出が義務付けられています。)

② 盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。

③ その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

(4) ただちに弊社までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

① 事故発生の日時

② 事故発生の場所

③ お客様の氏名・住所・連絡先(TEL, FAX, 担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号または登録番号・損害の内容及び程度

④ 事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)

⑤ 相手の住所、氏名、会社名、電話番号等

(物損事故)・・・車両損害の場合 → 損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号

その他被害物の場合 → 被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号

(人身事故)・・・ケガの内容、病院名、電話番号

⑥ 搭乗者にケガがある場合・・・負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをしてください。

ご注意!!

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いいたします。万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、サポート対象外となる可能性がございます。又、サポート対象となった場合でも、示談内容全てをサポートできるとは限りませんのでご注意ください。

また、ここに記載の内容は令和 7 年 4 月 1 日現在の内容となります。条件、金額等予告なく変更するばあいがございます。ご了承ください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。